

○組合議会定例会の回数に関する条例

制 定 昭 34. 6.22 条例 3

最近改正 昭 35. 7.30 条例 12

淀川左岸水防事務組合議会定例会は、毎年 2 回これを招集する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。